

役員等の報酬等に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人かな会（以下「本会」という。）の定款第21条の規定に基づき、役員等の報酬及び費用弁償に関し必要な事項を定めるものである。

(役員等)

第2条 この規程において、役員等とは、理事及び監事をいう。

(報酬等の支給)

第3条 役員等には、次の通り報酬等を支給する。

- (1) 理事長は月額50,000円を支給する。
- (2) 役員等が、理事会及びその他会議への出席、監事監査の出席をしたときは、当日に日額手取5,000円を支給する。
- (3) 役員等が、法人業務を行う場合に＜旅費規程＞に基づき、旅費を支給する。

(報酬等の支給方法)

第4条 役員等に対する報酬等の支給時期は、次の定める時期とする。

- (1) 理事長報酬については、月の初日から当月末日までとし、支給日は25日とする。ただし、その日が休日にあたるときは、前日とする。
- (2) 報酬等は、通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。
- (3) 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出があったときには、立替金等を控除して支給する。

(公表)

第6条 本会は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補則)

第8条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定めるものとする。

附 則 この規程は、平成29年4月1日から施行する

評議員の報酬等に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人かな会（以下「本会」という。）の定款第8条の規定に基づき、評議員の報酬及び費用弁償に関し必要な事項を定めるものである。

(報酬)

第2条 評議員が、その職務のため、評議員会に出席したときは、報酬として日額手取り5,000円を支給する。

(費用弁償)

第3条 評議員が、その職務のため、評議員会に出席したときは、別に定める〈旅費規程〉に基づき、旅費を支給する。

(報酬等の支給方法)

第4条 報酬等は通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(公表)

第5条 本会は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

附 則 この規程は、平29年4月1日から施行する。